## 分別解体における施工事例(4/4)

#### (4)中層ビル(非木造建築物)

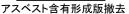
■中層ビルの場合、屋根、外装材、構造体の取り壊し等は機械による施工となる。

#### 施行規則で規定されている分別解体等の方法

<u>手作業(施工の技術上困難</u>な場合を除く)

<u>手作業</u>もしくは<u>手作業及び</u> 機械による作業







内装材(木材・廃石膏ボード)の分別

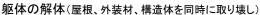


建築設備の取り外し



クレーンで重機を揚重して屋上に設置







基礎及び基礎杭の撤去 17

I)1.2.3

### 機械施工が可能な工事の事例

- ■建築物解体における建築設備、内装材その他の建築物の部分及び屋根ふき材の 取り外しは手作業によらなければならない。
- ■ただし書きにより、建築物の構造上その他解体工事の施工の技術上これにより難い場合においては機械併用が可能となっているが、その対象が明確でない。

事例:ビルにおける屋根スラブの撤去(屋根ふき材がない場合)



屋根ふき材の明確な定義がないため防水材等を屋根ふき材と見なし、これを手作業で解体することが求められるケースがある。

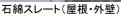
※自治体による判断基準の違い

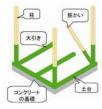
### 特定建設資材の再資源化に支障を来す建設副産物(1/2)

- ■分別解体等に係る施工方法に関する基準には、特定建設資材の適正な分別解体 等の確保の観点から、吹付け石綿その他の特定建設資材への付着物について事前 調査、事前除去に関する規定がある。
- ■分別解体等の最中においても、有害物質含有建材が特定建設資材と混合すること で特定建設資材の再資源化に支障を来す場合がある。

#### <有害物質含有建材の一例>







CCA等処理木材



I)1.3

19

### 特定建設資材の再資源化に支障を来す建設副産物(2/2)

■廃石膏ボードが現場分別されずに特定建設資材と混合した場合、特定建設資材の 再資源化に支障を来す場合がある。

#### 廃石膏ボード





廃石膏ボードを 埋め立てた処分場で 高濃度硫化水素の 発生による死亡事故 が発生



管理型最終 処分場での 処分

(H18.6環境省通知 により義務化)

特定建設資材等に廃石膏ボードが 付着した場合でも同様に 管理型最終処分場での処分が必要



建設資材の再資源 化に支障を来す場合 がある

## 事前届出及び通知の内容

- ■民間工事における届出については、建設リサイクル法で届出内容及び様式が定められている。
- ■公的機関による通知については、法による内容及び様式の規定はない。

#### <届出と通知の内容比較>

	提出時期	発注者情報	工事の概要	元請負業者情報	分別解体等の計画	その他
届出	工事着手の7日前まで	<ul><li>◎ 氏名(法人名)</li><li>◎ 住所</li><li>◎ 連絡先</li><li>◎ 説明を受けた年月日</li></ul>	<ul><li>○ 工事の名称</li><li>○ 工事の場所</li><li>○ 工事の種類</li><li>○ 工事の規模</li><li>○ 請負・自主施工の別</li></ul>	<ul><li>氏名(法人名)</li><li>住所</li><li>連絡先</li><li>許可(登録)番号</li><li>技術者の氏名</li></ul>	<ul> <li>◎ 建築物等の構造</li> <li>◎ 使用する特定建設資材の種類</li> <li>◎ 建築物に関する調査結果</li> <li>◎ 工事着手前に実施する措置内容</li> <li>⑥ 工事着手時期</li> <li>⑥ 工程ごとの作業内容等</li> <li>⑥ 工事の工程順序</li> <li>② 建設資材廃棄物の発生量</li> <li>② 特定建設資材廃棄物の発生量等</li> </ul>	<ul><li>◎ 工程表</li><li>◎ 設計図又は写真</li><li>◎ 受付番号</li></ul>
通知	工事着手前	[氏名(法人名)] [連絡先]	<ul><li>[ 工事の名称 ]</li><li>[ 工事の場所 ]</li><li>[ 工事の種類 ]</li><li>[ 工事の規模 ]</li><li>[ 工期 ]</li></ul>	[氏名(法人名)] [住所] [連絡先]	[ 工事着手時期 ]	[ 受付番号 ]

※ ◎:法令で定められている項目(届出様式に記載する項目)

※[ ]:「建設リサイクル法に関する事務処理の手引(案)」の参考様式で記入する項目

21

I)1.5.1

# 解体工事を営む際の許可・登録制度

■建設業許可を受けずに軽微な解体工事を営もうとする者は、建設リサイクル法の解体工事業の登録が必要(登録業者数:7,831業者(平成19年3月現在))。

#### 建設業法による許可業者

軽微な工事※以外を請け負う者

建築工事業:193,083業者

土木工事業:158,429業者

とび・土工工事業:164,961業者

(注)解体工事を営む者は左記 3業種の許可業者の一部である。 また、1つの業者で複数業種の 許可を受けている場合がある。

#### 建設リサイクル法による登録業者

軽微な工事※のみを請け負う者

|

解体工事業者:7,831業者